

介護保険の居宅療養管理指導について

- 1 当院は、石川県知事指定の居宅療養管理指導実施施設です。(事業所番号 1710118538)
- 2 居宅療養管理指導の目的
 - 1) 医師が行なう居宅療養管理指導は、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行ないます。
 - 2) 管理栄養士が行なう居宅療養管理指導は、通院困難な在宅療養者を対象に居宅を訪問して医師の指示せんに基づいて栄養評価や実技指導等を行ないます。
- 3 実施時間
 - 1) 医師による居宅療養管理指導(月～金の午後1時～8時)
 - 2) 管理栄養士による居宅療養管理指導(別紙に記載)

4 通常の事業の実施地域： 金沢市内近郊

5 利用料等

<介護保険の利用料>

1) 医師による居宅療養管理指導

A) 在宅時医学総合管理料を算定しない場合 以下いずれも月2回まで

単一建物居住者の人数	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
1人	515	515円	1030円	1545円
2～9人	487	487円	974円	1461円
10人以上	446	446円	892円	1338円

B) 在宅時医学総合管理料を算定する場合 以下いずれも月2回まで

単一建物居住者の人数	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
1人	299	299円	598円	897円
2～9人	287	287円	574円	861円
10人以上	260	260円	520円	780円

2) 管理栄養士による居宅療養管理指導(別紙に記載)

<その他の費用>

1) 訪問診療や往診、それに伴う治療の費用および治療に関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われるため、医療保険等の給付割合による一部負担金が別途かかります。

6 秘密保持

1) 居宅療養管理指導を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
2) ただし、居宅介護支援事業者が居宅サービス計画(ケアプラン)作成のために患者さんの情報を提供する必要があります。この情報については、患者さん又はご家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者へ提供します。

7 相談・苦情処理

居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも医師にご相談ください。

苦情については内容を伺い、必要な対応を行ないます。